

令和8年度

集 団 指 導 資 料

～ 各 サービス 共 通 ～

福岡県保健医療介護部介護保険課

◎政令指定都市及び中核市の申請及び届出に係る担当部署

市	課 係 名	所 在 地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
北九州市	保健福祉局 地域共生社会推進部 介護保険課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 北九州市役所	093-582-2771	093-582-5033	ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp
福岡市	福祉局 高齢社会部 事業者指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所	092-711-4257	092-726-3328	kyotaku@city.fukuoka.lg.jp
久留米市	健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム	〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所	0942-30-9247	0942-36-6845	kaigo@city.kurume.fukuoka.jp

◎福岡県保健福祉（環境）事務所 介護サービス事業者指定・指導担当一覧表（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を除く。）

事業所の所在地	指定申請・届出					運営指導				
	名 称	課 係 名	所 在 地	電話番号	FAX番号	名 称	課係名	所 在 地	電話番号	FAX番号
筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	社会福祉課	〒816-0943 大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	092-513-5626	092-513-5598	福岡県粕屋保健福祉事務所	監査指導課	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7番26号	092-939-1593	092-939-1186
古賀市 糟屋郡	福岡県粕屋保健福祉事務所	社会福祉課	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7番26号	092-939-1592	092-939-1186					
糸島市	福岡県糸島保健福祉事務所	社会福祉課	〒819-1112 糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	092-322-1449	092-322-9252					
中間市 宗像市 福津市 遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西2丁目17番7号	093-201-4162	093-201-7417	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（直方分庁舎）	監査指導課	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	0949-22-5667	0949-23-1029
直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（直方分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	0949-23-3119	0949-23-1029					
田川市 田川郡	福岡県田川保健福祉事務所	社会福祉課	〒825-8577 田川市大字伊田3292番地2 田川総合庁舎	0947-42-9315	0947-44-6112	福岡県田川保健福祉事務所	監査指導課	〒825-8577 田川市大字伊田3292番地2 田川総合庁舎	0947-42-9371	0947-44-6112
行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所	社会福祉課	〒824-0005 行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-2970	0930-23-4880					
小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所（久留米分庁舎）	社会福祉課	〒839-0861 久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎	0942-30-1072	0942-37-1973	福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	監査指導課	〒834-0063 八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-8081	0943-23-7044
大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 八女郡 三潴郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒834-0063 八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-6971	0943-23-7044					

注 上記にかかわらず、次の指定申請・届出に係る事務は、福岡県保健医療介護部介護保険課（指定係）が取り扱います。（北九州市、福岡市、久留米市を除く県内全域）

- 特定施設入居者生活介護の「新規指定」及び「増床」の申請（それ以外の届出は、保健福祉（環境）事務所が受領します。）
- 「保険医療機関である病院・診療所（みなし指定事業所）」が行う訪問看護、訪問リハビリテーションの加算、減算等の届出
- 「保険医療機関である病院・診療所又は保険薬局（みなし指定事業所）」が行う居宅療養管理指導の加算、減算等の届出
- 介護医療院の申請・届出（みなし指定事業所の短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。）

福岡県保健医療介護部（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁）

課 係 名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
介護保険課 指定係（届出関係）	092-643-3322	092-643-3309	kaigo@pref.fukuoka.lg.jp
監査指導第一係（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）	092-643-3251		k-kansa@pref.fukuoka.lg.jp
監査指導第二係（有料老人ホーム）	092-643-3319		k-shidou@pref.fukuoka.lg.jp

令和8年度 集団指導資料 各サービス共通目次

1 届出・報告に関する事項

(1) 変更届・加算届・指定更新の手続等	P1
(2) 介護サービス情報の公表制度について	P14
(3) 介護サービス事業者経営情報の報告について	P18
(4) 介護サービス事故に係る取扱いについて	P20
(5) 消費生活用製品（福祉用具）の重大製品事故に係る公表について	P21

2 運営基準・入所者処遇に関する事項

(1) 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について	P22
(2) 感染症対策等について	P44
(3) 口腔ケアについて	P47
(4) 医師・歯科医師・看護師等の免許を有さない者による医療行為について	P48
(5) 介護職員等による喀痰吸引等の実施について	P51
(6) 防災・被災、BCP 及び避難確保計画の報告、作成について	P53
①防災計画の策定・見直し及び被災状況報告について	
②業務継続計画（BCP）の作成について	
③避難確保計画の作成について	
(7) 防犯対策について	P57

3 介護報酬・利用者負担・助成金に関する事項

(1) 利用者負担を軽くする制度	P58
①高額医療合算介護（予防）サービス費	
②社会福祉法人等による利用者負担軽減事業について	
(2) 高額サービス費等に関する制度周知について	P60
(3) 人材確保等支援助成金について	P60
(4) 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について	P61
(5) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び 一体的取組について	P65
(6) 認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について	P114
(7) 生産性向上推進体制加算について	P119
①生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について	
②「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について	

- (8) 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算について———— P137
 - ①科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
 - ②令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（抜粋）

4 人権啓発について

- (1) 人権が尊重される社会を目指して———— P157
- (2) 福岡県部落差別の解消推進に関する条例概要———— P163
- (3) 講師団あっせん事業———— P165
- (4) 介護現場におけるハラスメント対策について———— P166
- (5) 性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できるための県の取り組み———— P166

5 その他

- (1) 介護サービス事業者等の行政処分———— P167
- (2) 個人情報の保護について———— P179
- (3) 「共生型サービス」の概要について———— P182
- (4) 地域の実情にあった総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン———— P183
- (5) 交通安全について———— P216
 - ①福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例概要
 - ②安全運転管理者制度
 - ③駐車許可制度

6 お知らせ等

- (1) 介護未経験者向け入門研修を実施します———— P225
- (2) 特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の実習受け入れについて— P227
- (3) 福岡県が行う介護人材確保・定着に係る主な取り組みについて———— P228
- (4) 福岡県看護協会による医療安全・感染症対策に係る無料動画の周知について— P242

【久留米市独自資料】

全サービス

- (1) 身体拘束廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 令和5年度末で経過措置が終了している令和3年度介護報酬改定事項について・・・・ 7
- (3) 令和6年度介護報酬改定に係る留意点について・・・・・・・・ 21
- (4) 防災ポイント 災害に備えて・・・・・・・・・・・・ 34
- (5) 介護労働安定センターの取り組み・・・・・・・・ 36

地域密着型サービスのみ

- (6) 地域密着型サービスの一般原則について・・・・・・・・ 38
- (7) 運営推進会議の手引き（令和5年度改訂版）・・・・ 41

変更届・加算届・指定更新の手続等について

1 届出書の様式の入手及び提出方法等について

(1) 届出書の様式について

手続に必要な届出書様式及び参考様式等については、福岡県・北九州市・福岡市・久留米市ほか各市町村（保険者）の各ホームページに掲載しています。届出の際は、必ずこれ入手し、内容をご確認の上、提出願います。法改正その他を反映させるため、様式は随時改正が行われます。様式をダウンロードして保存している場合は、随時最新のものに更新してください。また、県・各市町村等のいずれの書式を使用するかについては、事業所の所在する区域および事業種別により定まりますので、事業所の所在する区域を所管する県又は市町村等のホームページに掲載している様式を使用してください。

なお、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護の各事業所において、平成 30 年 4 月からスタートした障害福祉サービスとの共生型事業所をお考えの場合は、様式やスケジュールが異なりますので、県又は政令市等の障害担当部署に確認願います。

【ホームページ掲載場所】

（福岡県庁 ホームページアドレス：www.pref.fukuoka.lg.jp）※特養（老福）・老健・医療院・軽費・養護

福岡県庁ホームページ → 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」 → 「介護・高齢者福祉」 → 「各種届出・申請（事業者指定・加算・補助金等）【事業者の皆さま向け】」をクリック → “申請・届出手続き等” 欄の「施設サービス事業所に関する申請・届出等【特養、老健、医療院、軽費、養護】」をクリック

（福岡県庁 ホームページアドレス：www.pref.fukuoka.lg.jp）※上記以外のサービス

福岡県庁ホームページ → 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」 → 「介護・高齢者福祉」 → 「各種届出・申請（事業者指定・加算・補助金等）【事業者の皆さま向け】」をクリック → “申請・届出手続き等” 欄の「居宅サービス事業所に関する新規申請、変更届、廃止・休止・再開届等」をクリック

（北九州市役所 ホームページアドレス：www.city.kitakyushu.lg.jp）

北九州市役所ホームページ → ホームページ中央上の検索欄に「介護保険課」と入力し、検索ボタンをクリック → 「介護保険課 - 北九州市」をクリックし、

- ・居宅サービス事業所の各種申請・届出等については「居宅サービスの指定申請・届出等」
- ・施設サービス事業所の各種申請・届出等については「施設サービスの更新申請・変更届出等」
- ・地域密着型サービス事業所の各種申請・届出等については「地域密着型サービスの申請・届出等」

上記のサービス種別ごとに、該当ページをクリック

（福岡市役所 ホームページアドレス：www.city.fukuoka.lg.jp）

福岡市役所ホームページ → 検索で「高齢・介護」と入力し、検索ボタンをクリック → 「福岡市高齢・介護トップ」をクリック → 「事業者の方へ」をクリック → 「届出・申請手続き」をクリック → 「介護サービス事業等の申請・届出について」をクリック → “2 介護サービス事業、総合事業” 内の (1) 指定 (2) 指定更新 (3) 変更・廃止・休止・再開

久留米市役所ホームページ → 暮らしの情報の「高齢者支援・介護保険」をクリック → 「高齢者支援・介護保険 申請書」をクリック → 介護保険（事業者向け）の各様式をクリック

(2) 届出書の提出方法等について

所管の担当県事務所・市役所等に各1部、提出願います。

提出先は、事業所の所在する区域により定められています。表紙の次ページの表に掲げる県事務所・市役所等に提出してください。

なお、介護報酬の請求に関するお問合せは、福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7813）をお願いいたします。

2 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

(1) 変更届

- ① 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書に「変更届出書等チェック表」記載の必要書類を添付のうえ速やかに届け出てください。
なお、チェック表の写しも、必ず添付して提出してください。
- ② 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者（訪問介護）及び介護支援専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。
なお、法人の役員等の変更（退任）の場合は、届出不要ですが、福岡県暴力団排除条例の観点から、役員が新規に就任する場合は、誓約書（暴力団排除）を提出してください。
- ③ 事業所の移転や増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず所管の担当県事務所・市役所等と協議してください。
- ④ 電話・ファクシミリの番号を変更する場合には、忘れずに届出をしてください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に所管の県担当事務所・市役所等と協議してください。
- ⑥ 運営規程に定める事項（営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等）を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- ⑦ 次のような変更については、変更届出は不要です。
 - 1) 介護報酬改定に伴う利用料金（貸与料金）の変更
 - 2) 運営規程に記載している従業員数の変更
 - 3) 上記②に記載している職種以外の従業員の変更
- ⑧ 介護支援専門員、看護職員、訪問介護事業所の訪問介護員、通所介護事業所等の生活相談員及び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合には、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従業員に関する諸記録も、必ず整備・保管しておいてください。
- ⑨ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合（法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合）は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ① 廃止又は休止しようとするときは、その1か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、1か月前までに必ず所管の担当県事務所・市役所等に連絡してください。
- ② 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市町村（保険者）に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。
- ③ 休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休

止届でなく、廃止届を提出してください。(休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。)

- ④ 再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

3 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（加算届）について

(1) 加算届

「加算届」は、現在の体制を変更しようとする場合に、あらかじめ届け出る必要があります。様式集に従い、下記期限までに必着で提出してください。また、内容等に不備がある場合は、受理できませんので、早めに提出してください。(加算の遡及適用はしませんので、御注意ください。)

- ① 算定開始月の前月15日までに提出する必要がある事業所（予防事業所を含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与

- ② 算定開始月の1日までに提出する必要がある事業所（予防事業所を含む）

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

(2) 体制変更時の留意事項

- ① 体制を変更し、加算を請求する場合、1)「重要事項説明書」を変更して加算の説明を加え、2)変更した後の書式を使用して加算の対象となる全ての利用者と担当介護支援専門員に説明し、同意を得て、3)説明を受けた介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の同意を踏まえてケアプランの変更を行い、これを当該事業所に交付し、4)事業所は、当該利用者との契約・サービス提供計画書を変更し、当該加算サービスをスタートさせます。
- ② 上記①の手続が正しく完了していなければ、加算の請求ができませんので、十分に留意してください。

4 指定更新事務の概要

- 介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、指定の更新制(6年間)が導入されました。
- 指定・許可を受けた全ての介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）は、当該指定日又は指定更新日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新予定日」となります。(例)

指 定 日 (新規事業所等) 指 定 更 新 日	更 新 期 限 (有効期限満了日)	更 新 予 定 日 (有効期限満了日の翌日)
令和8年8月1日	令和14年7月31日	令和14年8月1日

(1) 指定更新申請・審査

指定更新時期を迎える事業所等に対しては、所管する県・市は指定更新申請の案内を行います。

指定更新申請書の受理後、所管の県・市は、指定要件の審査を行います。審査に当たっては、新規指定の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状況等の審査を行います。(根拠法令：介護保険法第70条の2、第70条ほか)

- ① 人員基準：雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行います。
- ② 設備基準：現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行います。
- ③ 運営基準：必要に応じて契約書、記録等の確認を行います。

なお、休止中の事業所等や指定要件を満たさない事業所等には更新を認めません。

指定更新申請に当たっては、所管の県・市は手数料を徴収します。この手数料は審査のための手数料ですので、更新できない場合も返還しません。

5 介護サービス事業からの暴力団の排除について

暴力団が県民生活に多大な影響を与えている本県の現状に鑑み、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止するため、これまでも介護サービス事業から暴力団を排除する取組を行ってきたところですが、平成25年度からは県・各市の条例において、介護サービス事業からの暴力団排除の規定が定められました（1(3)参照）。

これにより、事業所の指定申請・役員等変更届出のときに提出する「誓約書」も改正されました。県・各市の条例に基づく暴力団排除の詳細は、各条例の規定をご参照ください。

6 指定基準に関する条例の制定・施行について

介護保険法第70条第2項等の規定により、居宅サービス事業の指定等については、条例で基準を定めることとされており、平成25年4月1日から福岡県・北九州市・福岡市・久留米市の条例等が施行されています。各条例においては、厚生労働省令で定められた内容に加え、次のような事項について独自の基準が定められていますので、今後の事業の運営に当たって遵守されるとともに、新規の事業所の開設に際しても留意されるようお願いいたします。

県・市	条例で独自基準を定めた事項（居宅サービス事業）
福岡県	暴力団関係者の排除・記録の整備・非常災害対策
北九州市	非常災害対策・地域との連携等・サービス記録の整備・暴力団員等の排除
福岡市	暴力団の排除・多床室におけるプライバシーの配慮・汚物処理室の設置(特定施設等)・手すりの設置・サービス提供開始時等における利用申込者の同意・サービス提供記録の利用者への提供(特定施設等)・サービスの取扱方針(やむを得ず身体拘束を行う場合の要件・手続)・従業員の研修機会の確保・非常災害対策・衛生管理等・事業所への重要事項の掲示・事故発生の防止・事故発生時の対応・サービス提供記録等の保存期限等
久留米市	暴力団の排除・人権の尊重・非常災害対策・サービス提供記録の保存期間

介護老人保健施設及び介護医療院の変更の手続について

1 管理者承認申請

(1) 内容

介護老人保健施設及び介護医療院の管理者を変更するには、事前に開設許可権者の承認を得る必要があります。

(2) 提出時期

変更前（1ヶ月前まで）に申請し、承認を受けて変更する必要があります。

(3) 提出先

- ① 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
当該施設の所在する市
- ② ①以外の施設
当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

(4) 提出書類

- ① 管理者承認申請書
- ② 管理者就任書
- ③ 管理者の経歴書
- ④ 管理者の免許証の写し ※医師
- ⑤ 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
- ⑥ 組織図
- ⑦ 当該事項を決定した理事会の議事録の写し
- ⑧ 誓約書（欠格事由）
- ⑨ 誓約書（暴力団排除）

(5) その他注意事項

（予防）ショート、（予防）通りハについては、管理者承認申請書ではなく、変更届出書（別紙様式第一号（五））「8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所」を提出してください。この場合、共通する添付書類については、重複して提出する必要はありません。

2 開設許可事項変更申請

(1) 変更事項

- ① 敷地の面積及び平面図
- ② 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要
- ③ 施設共用の有無及び共用の場合の利用計画
- ④ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）
- ⑤ 協力病院の変更

(2) 提出時期

変更（工事・契約等）前（1ヶ月前まで）に申請し、許可を受けて実際の変更（工事・契約等）を行う。

(3) 提出先

- ① 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
当該施設の所在する市
- ② ①以外の施設
当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

(4) 変更許可手数料

変更事項「2 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」のうち、構造設備の変更を伴うものについては、変更許可申請の際に 33,000 円の手数料が必要となる。

※「構造設備の変更を伴うもの」とは

・・・ 建物の増改築、壁やドア等の設置や撤去等、建築工事を伴うもの。判断が難しい場合は、担当課（県であれば介護保険課指定係）までお問い合わせください。

(5) 提出書類

- ① 敷地の面積及び平面図
 - ア 開設許可事項変更申請書
 - イ 変更理由書（申請書の記載内容で理由が確認できれば不要）
 - ウ 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図（変更前後を明記したもの：A4 又は A3 サイズ）
 - エ 敷地の字図及び土地登記簿の写し（変更前後を明記したもの：A4 又は A3 サイズ）
 - オ 敷地の全体を見渡した写真（工事写真台帳 A4 サイズに貼付）
- ② 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要
 - ア 開設許可事項変更申請書
 - イ 変更理由書
 - ウ 変更面積等比較表（該当項目のみ記載すること）
 - エ 建物の立面図（変更前及び変更後：A4 又は A3 サイズ）（必要な場合）
 - オ 建物の平面図（変更前及び変更後：A4 又は A3 サイズ）
 - カ 変更しようとする施設箇所がわかる写真（工事写真台帳 A4 サイズに貼付）
 - キ その他参考となるもの（安全計画書・工事図面・工程表等）

※ 当該建物の建築費、整備費等に補助金が含まれている場合、補助金適正化法に基づき、財産処分等の承認が必要となる場合がありますので事前に相談してください。

なお、財産処分等の承認が必要となる場合は、手続に時間がかかることがあります。

【変更が完了した後に提出する書類】

ア 完了届等（表題・様式は任意）

イ 変更後の写真（工事写真台帳 A4 サイズに貼付）

ウ 工事等の前に建築確認申請を行っている場合は、検査済証の写し

※申請時と変更がある場合（面積の変更等）は、該当書類も変更の上、添付

（３）施設共用の有無及び共用の場合の利用計画

※ 平面図の変更等を伴う場合については、「（２）建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」の変更が同時に必要（申請書は１本で可）。

- ① 開設許可事項変更申請書
- ② 変更理由書
- ③ 変更後の「共用部分における利用計画概要」

（４）老健本体の運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）

- ① 開設許可事項変更申請書
- ② 変更理由書
- ③ 変更前の「運営規程」
- ④ 変更後の「運営規程」

（５）協力病院の変更

※「協力病院」のみ。「協力医療機関（診療所）」「協力歯科医療機関」については、変更届出書（様式第３号）による届出で可。

- ① 開設許可事項変更申請書
- ② 変更理由書
- ③ 変更後の「協力病院等一覧」
- ※ 協力病院、協力医療機関（診療所）、協力歯科医療機関全てを記載すること。
- ④ 協力病院との契約書の写し

介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営を図ることを目的としたものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備	
		法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者の選任	
事業所等の数	1以上 20未満	20以上 100未満	100以上

- 事業所等の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を併せて行っている事業所は、2とカウントします。
- 介護保険法第71条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）の指定があったとみなされる場合は、事業所等の数に含みません。
- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数に含みません。
- 平成30年4月1日から、市町村へ指定権限等が委譲された指定居宅介護支援事業所につきましては、引き続き業務管理体制の所管は都道府県ですのでご注意ください。

2 届出事項

（介護保険法施行規則第140条の40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
① 事業者の ・ 名称（法人名） ・ 主たる事務所（本社・本部）の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 事業所等の名称及び所在地	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名及び生年月日	全ての事業者
③ 「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が <u>20 以上</u> の事業者
④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が <u>100 以上</u> の事業者

3 届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものでないので、注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者(注)	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス事業（介護予防を含む。）のみを行う事業者であって、全ての事業所等が一市町村内に所在する事業者	市町村長（福岡県介護保険広域連合に加入している市町村は、福岡県介護保険広域連合）
③ 全ての事業所等が一指定都市内に所在する事業者	指定都市の市長（北九州市長又は福岡市長）
④ ①～③以外の全事業者	都道府県知事（福岡県の場合は、所管の保健福祉（環境）事務所・県庁介護保険課に提出）

(注) 事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者は、主たる事務所の所在地の都道府県知事が届出先となります。なお、各地方厚生局の管轄区域は次表のとおりです。

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4 届出事項の変更

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

※ 既に届出を済ませた事業者・法人であっても、以下の項目に変更があった場合は、業務管理体制に係る変更届（通常の変更届とは別）が必要となりますので、注意してください。

変 更 事 項
1 法人の種別、名称(フリガナ)
2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
4 代表者の住所、職名
5 事業所名称等及び所在地
6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 届出先は 3 届出先と同じです。

5 届出時点

- (1) 事業所の新規指定に伴い届出が必要となる場合
⇒ 事業所の新規指定申請時に新規指定申請書類と共に提出してください。
- (2) 事業所の変更届出に伴い変更が生じた場合
⇒ 事業所の変更届出時に変更届出書と共に提出してください。
- (3) その他の場合
⇒ 届出及び変更の届出の必要が生じた時点ですぐに提出してください。

※県様式の掲載場所

福岡県庁ホームページ

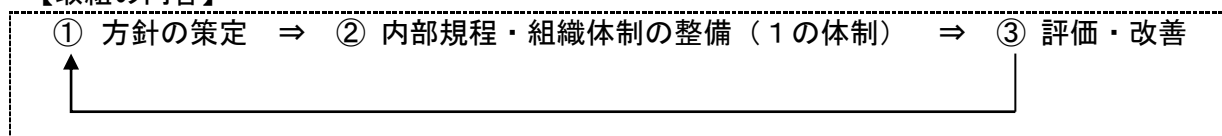
トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢福祉 > 介護保険 >

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について

6 法人としての取組（法令等遵守の態勢）

- ・法令等遵守：単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したもの。
- ・態勢：組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組
「業務管理体制」は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なります。法令で定めた上記1の内容は、事業者が整備する業務管理体制の一部です。体制を整備し、組織として事業者自らの取組が求められます。

【取組の内容】



- ① 方針の策定
 - ・法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。
 - ・法令等遵守に係る基本方針を定め、組織全体に周知させているか。
 - ・方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。
- ② 内部規程・組織体制の整備
 - ・法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ、組織内に周知させているか。
 - ・法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢（体制）を整備しているか。
 - ・各事業担当部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。
- ③ 評価・改善
 - ・法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
 - ・検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

7 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者が中心となって、6の法令等遵守の態勢についての運用状況を確認し、例えば次のような取組を進めてください。

- ・「法令等の遵守に係る方針」の制定、全役職員への周知
- ・法令（基準）等の情報の収集・周知、サービス・報酬請求内容の確認
- ・内部通報、事故報告及び苦情・相談への対応
- ・法令遵守等に関する研修の実施、マニュアルの作成 等

電子申請届出システムの活用について Vol.1

福岡県介護保険課



介護保険サービス事業所の指定申請、更新申請、変更届、加算に関する届出、廃止・休止・再開届等がオンラインでできるようになりました。介護事業者の業務負担軽減につながると考えていますので、ご活用をお願いします。

●電子申請届出システムとは？

- ◆令和 7 年度までに全自治体での導入を目指し、厚生労働省が構築したシステムです。福岡県では令和6年7月から利用が可能となっています。
 - ◆パソコンからインターネットサイトにログインすると、オンラインでの申請・届出が可能です。専用アプリ等は不要、無料で利用できます。
- ※電子申請届出システムの URL(下記のアドレスからログイン画面につながります。)
- <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

●電子申請届出システムで提出できる届出は？

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ◆ 新規指定申請 | ◆ 指定を不要とする旨の届出 |
| ◆ 指定更新申請 | ◆ 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 |
| ◆ 変更届出 | ◆ 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 |
| ◆ 廃止・休止届出 | ◆ 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 |
| ◆ 指定辞退届出 | ◆ 加算に関する届け出 |

※老人福祉法に関する申請・届出については、現在「電子申請届出システム」による提出はできませんので、ご注意ください。

●電子申請届出システムを利用するために必要な準備は？

1 G ビズ ID(gBizID とも表記) ※必須の ID となります。

システムの利用には、「G ビズ ID(プライム又はメンバー)」が必要です。なお、「G ビズ ID エントリー」は利用できませんのでご注意ください。

G ビズ ID の取得には、書類審査があるため 2 週間程度かかることがあります。早めのご準備をお願いいたします。

2 登記情報提供サービス ※任意となります。

登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。登記事項証明書の添付が必要な申請届出については、このサービスを利用するか、申請者(代表者)が原本証明した登記事項証明書の写し(PDF)を電子申請届出システム上にアップロードすることのどちらかで提出をお願いいたします。

●電子申請届出システムを活用するメリットは？

- ◆ 紙コピーが不要となります。
- ◆ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減できます。
- ◆ 提出した申請・届出情報や受付情報をシステム上で確認することができます。
- ◆ 届出の提出、修正書類等の差し替えもシステム上で行うことができ、郵送や持参等の手間が削減されます。
- ◆ 一度システム上で提出したデータはシステム上に残る(6年間)ため、過去の提出書類を確認することができます。

●電子申請届出システムを利用方法は？(簡易フロー)

【1】ログイン(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>にアクセス)

- ・Gビズ ID を既に持っている場合は、「G ビズ ID でログインする」をクリックすると、「G ビズ ID のログイン」画面が表示されますので、アカウント ID およびパスワードを入力して「ログイン」をクリックします。
- ・G ビズ ID を持っていない事業所は、G ビズ ID アカウントをご作成ください。「G ビズ ID を作成する」をクリックすると、「G ビズ ID のアカウント作成」画面に画面移動します。



※初回ログイン時はアカウント登録画面が表示されます。画面の指示に従って、登録を行ってください。

【2】申請・届出メニューの選択

・メニュー画面からご利用する申請・届出を選択してください。

※メニュー画面の説明

- ① 設定変更やヘルプの参照等を行う際はこちらのメニューから各画面を開くことができます。
- ② 申請(届出)の状況を確認したい場合は、本メニューをクリックしてください。
- ③ 申請(届出)を行いたい場合は、行いたい申請(届出)のメニューをクリックしてください。

【3】申請内容の入力・登録

入力画面の指示に従って、入力を行ってください。

【例】新規指定申請を行う場合のフロー

- ①『新規指定申請』を選択する → ②申請先を登録する → ③様式情報を登録する
→④付表情報を登録する → ⑤添付書類を登録する → ⑥登録する内容を確認する
→⑦登録完了を確認する

詳しい操作方法是メニュー画面のヘルプから「操作マニュアル(介護事業所向け) 詳細版 ver2.10」で確認してください。

また、下記 URL から操作ガイド(事業所向け)説明動画を公開していますので、是非ご利用ください。

https://www.youtube.com/watch?v=fpdDiRVM8VA&list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5



介護サービス情報の公表制度について

1 制度の趣旨

平成 18 年 4 月から、介護サービスを行っている事業者には介護サービス情報の公表が義務付けられています。

この制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図ることを目的としています。

2 制度の概要

介護サービス事業者は、年に 1 回、介護サービス情報を報告する必要があります。報告された情報が記入漏れや記入誤り等がなければ、報告した内容が公表されます。

また、報告された情報の調査については、平成 24 年度以降は任意となっており、介護サービス事業者が希望した場合に、事業所を訪問して実施します。

平成 30 年度から、政令市（北九州市、福岡市）の事業所については、報告先及び調査の実施が、所管の政令市になっています。

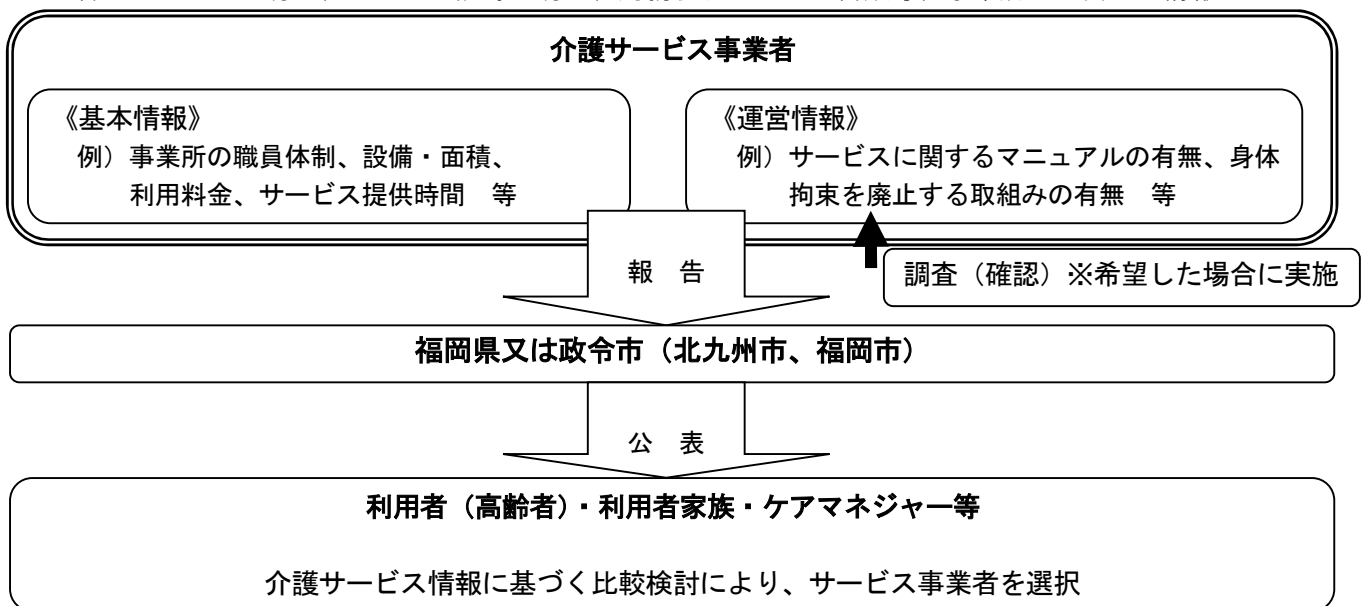
（公表される内容）

（1）基本情報

事業所の所在地、定員、従業員数、利用料金等、事業所の概要となる情報

（2）運営情報

各マニュアルの有無、サービス記録の有無、財務状況がわかる書類等、事業所の運営上の情報



3 対象事業

（1）対象となるサービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成 11 年厚令第 36 号。）第 14 条第 4 号及び第 22 条の 14 第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定療養通所介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護医療院、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）。)

（2）対象とならないサービス

- ① 介護保険法（以下「法」という。）第 71 条第 1 項本文の規定に基づき、法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなすもの、法第 72 条第 1 項本文の規定に基づき、法第 41 条第 1 項の本文の指定があったものとみなすもの、又は法第 115 条の 11 において準用する法第 71 条第 1 項本文及び法第 72 条第 1 項の規定に基づき、

法第53条第1項本文の指定があったとみなすもの(以下「みなし指定」という。)については、みなし指定となつて1年を経過していない場合は対象外となります。

- ・ 病院・診療所における(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション
- ・ 介護老人保健施設における(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション
- ・ 介護医療院における(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション

また、(介護予防)短期入所療養介護の事業所のうち、平成21年度から新たに提供可能となった有床診療所の一般病床については、対象外となります。

- ② 既存の事業者で、前年度に受領した介護報酬の額(利用者負担額を含む。)が、居宅サービス及び介護予防サービスのいずれの事業でも100万円を超えない事業者は報告対象外です。

4 情報公表事務の流れ

(1) 計画の策定

県(政令市)は、毎年、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」(以下「計画」という。)として一体的に定め、公表します。

(2) 通知

計画に基づき、対象事業者に報告に関する方法、手順及び提出締切等を記載した通知文書を送付します。

(3) 情報の報告

介護サービス事業者は、自らの責任において介護サービス情報(基本情報及び運営情報)を、インターネットを通じて県(政令市)に報告します。

(4) 調査の申込み(調査を希望する場合のみ)

調査を希望する事業所は、県(政令市)が指定した方法に従い、調査希望の申込みを行います。

(5) 調査の実施(調査を希望する場合のみ)

調査希望の申込み及び手数料の納付の確認後、調査する日程を決定し、県(政令市)が調査を実施します。

(6) 情報の公表

介護サービス情報をインターネット上で公表します。調査を希望する事業所は、調査結果に基づき、介護サービス情報を公表します。

5 公表の時期

新しく指定を受けた事業所(新規事業所)は事業開始時、前年度から継続している事業所は1年に1回(県(政令市)が定めた時)です。なお、新規事業者は、基本情報のみの公表となり、運営情報は公表免除になりますが、事業開始後に任意で公表することは可能です。

6 手数料

公表手数料：なし

調査手数料(調査を希望する場合に必要)：県又は政令市から通知します。

7 行政処分

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づくものであり、①報告を行わない、②虚偽の報告を行う、③調査を妨げる等の事例に該当する事業所に対しては、県が改善命令を出し、なお従わない場合は、指定若しくは許可の取消し、又は指定若しくは許可の全部又は一部の効力を停止することがあります。

8 財務状況のわかる書類の公表について

令和6年度より、事業所の財務状況のわかる書類の報告が義務付けられております(新規指定の事業所が事業開始時に報告を行う場合を除く)。※令和6年度より開始の「介護サービス事業者の経営情報の報告」とは別の報告です。詳しくは福岡県ホームページ及び次頁のリーフレットをご覧ください。

(福岡県ホームページ) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouhyou-sisutemu.html>

介護サービス事業者の皆さまへ

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。

介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) - など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者
に介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の
皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ フロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

裏面もご確認ください

制度に関するQ&A

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

経営情報DB

情報公表制度

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。
ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。
※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

経営情報DB

情報公表制度

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。
なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

経営情報DB

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

経営情報DB

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

情報公表制度

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

福岡県ホームページでもご案内しております。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouhyou-sisutemu.html>

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等制度について

- 【令和7年4月23日付 老認発0423第1号・老高発0423第1号・老老発0423第1号】
- ・令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告（当面の間）報告受付停止
- ・システム再開予定については、現時点では示されていない。

1 制度の趣旨

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が、令和6年（2024年）4月から創設されています。

2 制度の概要

介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス経営情報を報告する必要があります。報告された情報はグルーピングされ、その分析結果が公表されます。

（報告の内容）※必須項目のみ抜粋

- (1) 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- (2) 事業所又は施設の収益及び費用の内容
- (3) 事業所又は施設の職員の職種別人数
- (4) その他必要な事項

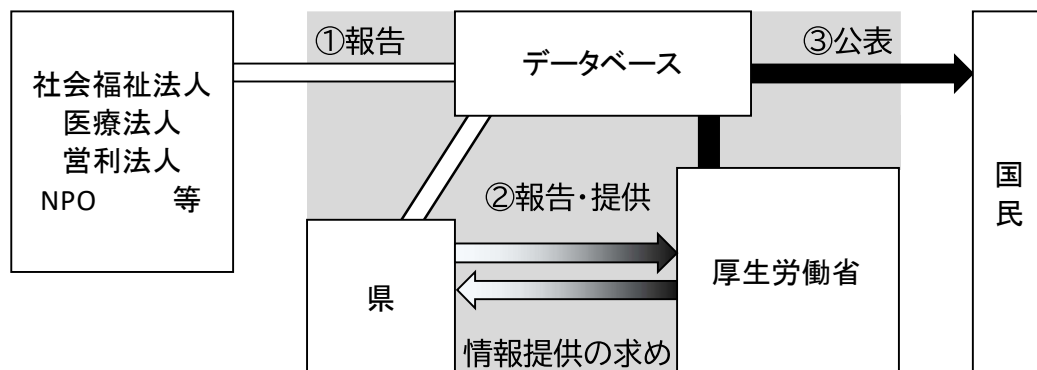
（報告の単位）

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

（報告の期限）

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとします。

＜データベースの運用イメージ＞



- ①介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ②都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

3 対象事業

(1) 対象となるサービス

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護(介護保険法施行規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)、(介護予防)特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス

(2) 対象とならないサービス

① 介護保険法(以下「法」という。)第71条第1項本文の規定に基づき、法第41条第1項本文の指定があったものとみなすもの、法第72条第1項本文の規定に基づき、法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすもの、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項の規定に基づき、法第53条第1項本文の指定があったとみなすもの(以下「みなし指定」という。)については、みなし指定となって1年を経過していない場合。

- ・ 病院・診療所における(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション
- ・ 介護老人保健施設における(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション
- ・ 介護医療院における(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション

また、(介護予防)短期入所療養介護の事業所のうち、有床診療所の一般病床。

② 既存の事業者で、当該会計年度に受領した介護報酬(利用者負担額を含む。)の額が、居宅サービス及び介護予防サービスのいずれの事業でも100万円を超えない事業者。

4 報告の流れ

(1) GビズIDのアカウントの取得

報告に使用するシステムにログインするには、GビズIDのアカウントが必要です。早めのアカウントの取得をお願いいたします。

(2) 報告

毎会計年度終了後、当該会計年度に受領した介護報酬の額が100万円を超える場合は、3月以内に報告を行います。

(3) グループینگ結果の公表

報告内容を厚生労働省及び県でグループینگし、分析した結果を公表します。

5 行政処分

介護サービス経営情報の調査・分析等制度は、介護保険法に基づくものです。

- ① 報告を行わない。
- ② 虚偽の報告を行う。

上記に該当する事業所に対しては、県が改善命令を出し、なお従わない場合は、指定若しくは許可の取消し、又は指定若しくは許可の全部又は一部の効力を停止することがあります。

6 介護サービス情報公表との関係性

法115条の35の規定に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度において、利用者の選択に資するよう、介護サービス事業者は事業所の財務状況を公表することとなっていますが、当該制度により事業所の財務状況がわかる書類を報告した場合であっても、本制度の対象事業所に該当する場合は別途報告が必要となりますのでご注意ください。

○介護サービス事故に係る取り扱いについて

- 介護事故防止対応マニュアル作成の手引
(令和 7 年 4 月福岡県保健医療介護部介護保険課)
- 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応時に関するガイドライン
(令和 7 年 1 1 月厚生労働省老健局)

※事故報告の対象

- 1 死亡に至った事故
- 2 施設の勤務医および配置医を含む医師の診断を受け、投薬や処置等何らかの治療が必要となった事故
- 3 そのほか保険者が定めるもの

消費生活用製品(福祉用具)の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品（福祉用具）の重大製品事故についての情報提供がありましたので、お知らせします。

福祉用具の使用に際しては、利用者の皆様におかれては、使用方法等に十分ご注意の上、ご使用ください。

また、介護保険事業者におかれては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について、十分な説明を行う等、利用者の安全を確保するため、適切に対応してください。

なお、県のホームページでは、公表された福祉用具の重大事故について掲載しています。詳細は、消費者庁又は経済産業省のホームページでご確認ください。

福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukushiyougugijiko2025.html>

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2026/>